

宇和島市議会タブレット端末通信サービス 仕様書

1. 概要

本仕様書は、宇和島市(以下、「甲」という。)が整備する宇和島市議会タブレット端末の通信サービスの提供に関する一切の仕様を示すものであり、受注者(以下、「乙」という。)は、本仕様書に基づきサービスの提供を行うものとする。

2. 目的

宇和島市議会に端末等を導入し、公衆インターネット回線経由のクラウドコンピューティングを用いたペーパーレス会議を行うことにより、用紙類や印刷経費等のコスト削減を図り、議会運営の効率化、情報伝達の迅速化及び情報共有を目的とする。

3. 基本的条件

乙は、甲の指示を受け、本仕様書ならびに契約書に明示された機能、性能及びその他の条件を十分に満足させること。

4. 履行場所

宇和島市が指定する場所

5. 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

6. 仕様書の疑義

本仕様書は、納入に関する大要を示したものであり、乙において疑義が生じた場合は速やかに甲と協議のうえ決定するものとする。なお、仕様書に定めのない事項であっても、これが当然と認められる事項については、乙の責任において充足するものとする。

7. 契約の変更

本納入の実施にあたって、乙は契約金額の範囲内で完了するものとし、契約の変更は認めない。ただし、甲の都合により変更を必要とする場合は、その時点で乙と協議のうえ、書面で定めるものとする。

8. 通信サービス等の仕様

項目		数量 (毎月)	備考
1	基本使用料	27	データ通信にかかる使用料とする。
2	データ通信使用料	27	分け合い無・繰り越し無・速度制限ありとする。 1月あたりのデータ通信使用量の制限は1台あたり7GB以下とすること。なお、月のデータ通信使用量が7GBを超えた場合も、通信速度の下り最大128kbps 程度の速度で通信できること。 また、5GB使用した時点で議会事務局に通知すること。
3	モバイル端末管理料 (MDM)	27	セキュリティ対策として、デバイス制御やアクセスサイトの制限を設けるほか、紛失や盗難時の不正利用を防止するためにロック機能、利用中断、初期化、紛失時操作代行等が乙にて行うことのできる機能が備わっていること。 また、導入までのサポートを行うこと。
4	ISP 利用料	27	
5	電話ユニバーサルサービス料	27	
5	電話リレーサービス料	27	
6	ブロードバンドユニバーサル料	27	

(1) 基本的条件

- ①LTE及び5Gに対応したメールの送受信、インターネット接続等のデータ通信のみとし、毎月定額制であること。
- ②インターネット及びメールを対象としたセキュリティ対策を講じること。

- ③通信サービス提供設備が、大規模災害等を考慮した信頼性の高いシステムであること。
- ④サービス提供設備が、堅牢性を備えた建物内に構築されていること。
- ⑤サービス提供設備が、冗長設計により故障時でも継続的にサービス提供ができること。
- ⑥サービス提供設備の不具合発生時に迅速な対応が可能であること。

(2) 設備仕様

- ①IS027001に準拠した高い情報セキュリティ管理を実施していること。
- ②サービス提供設備は日本国内に所在すること。

9. 個人情報等の取扱等

- (1)乙は、本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合は、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」の定めを遵守すること。
- (2)乙は、本業務の遂行にあたり、知り得た内容を第3者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。なお、契約が終了した後も同様とする。

10. 備考

- ①採用決定後、「11. 担当部署」から通信サービスの加入申し込みを行う。
- ②途中解約等の費用は、その都度協議し対応するため、見積もりに含めないこと。
- ③乙は、この仕様書に定めのない事項については、甲と事前に協議を行うこと。

11. 担当部署

宇和島市議会事務局

別紙

特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、宇和島市（以下「甲」という。）の定める宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）、宇和島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の規定に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に規定する事項を遵守しなければならない。

（特定個人情報等の秘密保持義務）

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、番号法に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を秘密として保持し、法令に定める場合を除き第三者に提供又は開示、改ざん又は目的外の利用をしてはならない。

2 乙は甲が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じ、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

3 本条の規定は、本契約の期間満了後又は解除後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、特定個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第4条 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを、甲と協議して定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第5条 乙は、特定個人情報等を取扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に取扱区域を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

4 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項に係る教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第7条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第8条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

ただし、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、再委託先との本委託業務に係る契約において、再委託先が特記仕様書を遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

5 乙は、再委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

6 第1項から第5項までの規定は、再々委託を行う場合以降について、準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者においても、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第10条 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより、当該特定個人情報等の管理を行わなければならない。

(1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督・教育を行うこと。

(4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以

外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第12条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所において行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

（特定個人情報等の返還又は廃棄）

第13条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った場合においては、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

2 乙は、甲から、特定個人情報等の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査及び検査）

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査及び検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰

責性の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本委託義務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。